（登録免許税の特例に関する経過措置）

第三十九条　新令第四十三条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新令第四十三条の三第一項の規定は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得した同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第四十条　新令第五十二条の三第三項の規定は、平成三十年五月二十日以後に発生した租税特別措置法第九十一条の四第二項に規定する災害に係る同項に規定する消費貸借契約書について適用する。

2　新令第五十二条の三第三項の規定の適用により印紙税を課さないこととされる租税特別措置法第九十一条の四第二項に規定する消費貸借契約書で平成三十年五月二十日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第四十一条　復興特別所得税に関する政令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「規定する所得税」を「納付した所得税」に、

）及び	）の額の合計額並びに
当該所得税	これらの税

を

）及び	）の額の合計額並びに
が当該所得税	がこれらの税

に、

）の額に	）及び復興特別所得税の額の合計額に

を

所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額

に、「第四条の六の二第十七項」を「第四条の六の二第十八項」に、「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「第四条の六の二第十九項」を「第四条の六の二第二十項」に、

第四条の六の二第二十項	
受けた租税特別措置法	受けた東日本大震災からの必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

の六の二第二十項」に、

第四条の六の二第二十一項	
受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

を

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項
租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項

に、「第四条の六の二第二十一項の表」を「第四条の六の二第二十二項の表」に、

第四条の六の二第二十二項	
復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十二項
租税特別措置法施行令（	租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十二項

を

第四条の六の二第二十三項	
第四条の六の二第二十七項	

に、「第四条の六の二第二十六項」を「第四条